破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６３号
埼玉県川口市川口１丁目６番12号
破産者　齋藤アサヱ
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６４０号
熊本市南区南高江６丁目21番27―201号　古賀アパート
破産者　古賀　博美
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８８０号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番21―402号、開始決定時の住所札幌市南区石山１条６丁目12番３号
破産者　谷口　　勲
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３号
山形市あかねケ丘３丁目10番13号
破産者　武田　　均
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９０号
札幌市中央区南十七条西７丁目１―１ステイブルＳ17　405、住民票上の住所福島県いわき市小名浜字栄町３番地
破産者　平山とし江
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第９６３号
名古屋市昭和区広路通４丁目５番地の１　三越ビル107号、開始決定時の住所名古屋市昭和区東畑町１丁目38番地の３
破産者　宮本太貴治
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０２号
大阪府岸和田市岡山町431番地
破産者　八尾　隆則
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９４５号
大阪府吹田市千里丘中９番11号、前住所大阪府摂津市千里丘２丁目８番18号
破産者　山口　こと
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１７３号
大阪府枚方市出口３丁目10番10号東側、住民票上の住所大阪府枚方市出口５丁目35番26号
破産者　安藤　美雄
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６７５号
大阪市港区波除４丁目１番14―902号
破産者　山田　謙二
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７２号
大阪市城東区中央３丁目10―20　シャルマンコーポ野江１号館805号室、申立時の住所大阪府池田市畑１丁目６番21号　千富コーポ103号
破産者　藤澤　豊彦
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２０１号
大阪府東大阪市岩田町１丁目３―54　語田文化２階、住民票上の住所大阪府東大阪市吉田下島15番27号
破産者　山添商店ことヤマゾエ商店こと　清木育茂
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３２５号
大阪市都島区友渕町１―７―43、開始決定時の住所大阪市城東区鴫野西５丁目１番１―1411号
破産者　大野　　護
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７５３号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番Ｅ13―303、破産手続開始決定時の住所大阪市都島区大東町３丁目10番12―408号
破産者　米村　光雄
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７６７号
大阪府高槻市安岡寺町３丁目１番28号
破産者　小林　範子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４４４号
大阪府羽曳野市伊賀２丁目21番15号
破産者　住吉　正敏
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部